

雇用契約書

この契約書は、2014年4月1日、高槻市教育委員会（以降「雇用主」と
〔以下「被用者」〕との間で締結される。

雇用主は、以下の条件に従って被用者を雇用する。

第1条

被用者は、最大限の能力を発揮し、最大限の注意を払い、また雇用主が示す全ての規則及び規定を忠実に遵守し職務に当たり、公的組織である雇用主への評価を貶める恐れのある一切の行為や、雇用主の名誉を傷つけたり、害を及ぼしたり、打撃を与えるあらゆるものに觸れない。

第2条

- a) 以下の内容に従い、非常勤のAETスーパーバイザーとして被用者を雇用する。
- b) 勤労日は、祝祭日、8月7~15日、12月26日~1月6日を除き月曜日から金曜日までとする。雇用者の要請がある場合、被用者はこれ以外の日にも働くことになる。
- c) 労働時間は45分間の昼食時間を含んで午前9時から午後5時15分までとする。

第3条

雇用者の許可なく他の仕事を行ってはならない。

第4条

- a) 雇用主は一日当たり24,000円を支払う。
- b) 支払いは毎月15日に行われる。被用者の銀行口座に振り込まれる。
- c) 日本の法に従い、被用者の毎月の給与から所得税が控除される。

第5条

傷病の際には、被用者は遅滞なく高槻市教育センター指導主事に連絡する。また、1週間以上欠勤する場合には、仕事に従事できないことを証明する医師の診断書を提出しなければならない。

第6条

雇用者は、被用者がこの契約書の中で規定された上記項目に反するか、あるいは被用者に身代を与える業務の遅延、怠慢、無断欠勤などの、被用者に損害を与える瑕疵があった場合には、この契約を直ちに破棄できる。

第7条

この契約は、2014年4月1日から2015年3月31日まで有効とする。

第8条

この契約に記載された事項についての疑義が発生した場合、あるいは、記載されていない事項

が発生した場合、雇用主と被用者はその事項を交渉によって解決するものとする。

雇用者

被用者

[REDACTED] (署名)

[REDACTED] (署名)

高槻市教育委員会教育センター長

(訳出：浅利俊明)